

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年3月10日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500313 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500042 号

第 1 結論

昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 12 月に結婚し、A 県 B 郡 C 町に引っ越してから、昭和 57 年 7 月に D 県 E 市に転居するまでの国民年金保険料は C 町役場 F 支所で納付していた。

請求期間の直後から E 市に転居するまでの 3 か月については国民年金保険料の納付済期間とされており、請求期間の保険料が未納となるはずがないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 9 か月と短期間である上、オンライン記録によれば、請求者は、昭和 49 年 3 月から平成 19 年 2 月までの国民年金加入期間については、請求期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、請求期間直後の昭和 57 年度及び昭和 58 年度の国民年金保険料は前納されていることなどから、請求者の保険料納付意識は高いものと認められる。

また、改製原附票によれば、請求者は昭和 57 年 7 月に E 市へ転居していることが確認できるが、前述のとおり、請求期間直後の昭和 57 年度分の国民年金保険料は前納されていることから、C 町で納付したものと考えられる上、請求者が同町に居住していた昭和 54 年 12 月から昭和 57 年 6 月までの期間において、請求者の生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500312 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500084 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 15 年 4 月 30 日、標準賞与額を 144 万円に訂正することが必要である。

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 17 年 4 月 28 日、標準賞与額を 85 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 及び の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間 及び の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 4 月
平成 17 年 4 月

私は、A 社から、平成 15 年 4 月及び平成 17 年 4 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除された記憶があるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 及び について、A 社が加入している B 健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳の記録、同組合の回答、請求者から提出された C 銀行の取引明細表(預金)の入金額及び複数の同僚から提出された給与支給明細書により、請求者は、請求期間 及び において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。したがって、請求期間 及び に係る標準賞与額については、前述の適用台帳の記録又は取引明細表の入金額を基に算出した賞与支給額及び厚生年金保険料額から請求期

間 を 144 万円、請求期間 を 85 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、前述の適用台帳の賞与支給日の記録又は取引明細表の取引日から、請求期間 を平成 15 年 4 月 30 日、請求期間 を平成 17 年 4 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間 については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答し、また、請求期間 については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500319 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500085 号

第 1 結論

請求期間 について、当該期間のうち、請求者の A 社(平成 3 年 5 月 21 日に B 社から名称変更)における平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円を 24 万円とする。

平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日まで
平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日まで

請求期間 について、A社での厚生年金保険の標準報酬月額が、私が記憶している給与総支給額、所持している給与台帳の写し（以下「給与台帳」という。）及び給与明細書の総支給額から判断できる標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成5年4月30日となっているが、私は同年5月25日まで同社に継続して勤務していたので、同年5月26日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 のうち平成4年1月から平成5年3月までの期間については、請求者から提出された給与明細書並びに請求者及びA社の元上司から提出された給与台帳により、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の平成4年1月から平成5年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は所在不明のため、平成4年1月から平成5年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、同社が委託していた社会保険労務士及び税理士についても所在不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間 のうち昭和62年10月から平成3年12月までの期間については、請求者は給与台帳等を所持していない上、A社の元事業主からの回答が得られないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和62年10月から平成3年12月までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び給与台帳により、請求者はA社に平成5年5月25日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、請求期間の始期に当たる平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本によると、同社は請求期間において法人格を有する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は所在不明のため、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500320 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500086 号

第 1 結論

請求期間 について、当該期間のうち、請求者の A 社(平成 3 年 5 月 21 日に B 社から名称変更)における平成 3 年 2 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 10 万 4,000 円、同年 4 月から平成 5 年 3 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 14 万 2,000 円とする。

平成 3 年 2 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 3 年 2 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求期間 について、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 10 月 22 日から平成 5 年 4 月 30 日まで
平成 5 年 4 月 30 日から同年 5 月 26 日まで

請求期間 について、A社での厚生年金保険の標準報酬月額が、私が記憶している給与総支給額、所持している給与台帳の写し（以下「給与台帳」という。）及び給与明細書の総支給額から判断できる標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成5年4月30日となっているが、私は同年5月25日まで同社に継続して勤務していたので、同年5月26日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 のうち平成3年2月から平成5年3月までの期間については、請求者から提出された給与明細書並びに請求者及びA社の元上司から提出された給与台帳により、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成3年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から平成5年3月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は所在不明のため、平成3年2月から平成5年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、同社が委託していた社会保険労務士及び税理士についても所在不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間 のうち、平成2年10月から平成3年1月までの期間については、請求者は平成2年10月及び同年11月の給与明細書等を所持しておらず、A社の元事業主からも回答が得られないことから、当該期間の給与から厚生年金保険料

が控除されていたことを確認できない。また、同年 12 月及び平成 3 年 1 月については、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成 2 年 10 月から平成 3 年 1 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間 について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び当該期間に係る給与台帳により、請求者は A 社に平成 5 年 5 月 25 日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A 社は、請求期間 の始期に当たる平成 5 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る閉鎖商業登記簿謄本によると、同社は請求期間 において法人格を有する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間 の標準報酬月額については、給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の元事業主は所在不明のため、請求期間 に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500330 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500087 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 20 年 12 月 26 日、標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月

私が所持する A 社の賞与支払明細書によると、請求期間の賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されているが、当該期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、14 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記賞与支払明細書に記載された支給年月日から、平成 20 年 12 月 26 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請

求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に
対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ
とから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500331 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500088 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 18 年 7 月 24 日、標準賞与額を 16 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 18 年 8 月 10 日、標準賞与額を 24 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 及び について、請求者の A 社における標準賞与額を 8 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 から までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間 から までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月
平成 18 年 8 月
平成 19 年 12 月 19 日
平成 20 年 12 月 26 日

私が所持する A 社の給与支給明細書及び賞与支払明細書によると、各請求期間の賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されているが、当該期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、賞与支払明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間 から までにおいて事業主から賞与の支払を受け、請求期間は 16 万 5,000 円、請求期間は 24 万 7,000 円、請求期間 及び は 8 万

4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間 及び の賞与支払年月日については、上記預金通帳の写しから、請求期間 は平成 18 年 7 月 24 日、請求期間 は同年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500332 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500089 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 18 年 7 月 24 日、標準賞与額を 15 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 19 年 12 月 19 日、標準賞与額を 21 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間 及び の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間 及び の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月
平成 19 年 12 月

私が所持する A 社の給与支給明細書によると、請求期間 及び の賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されているが、当該期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間 及び において事業主から賞与の支払を受け、請求期間 は 15 万 8,000 円、請求期間 は 21 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間 及び の賞与支払年月日については、請求者から提出された預金通帳の写しから、請求期間 は平成 18 年 7 月 24 日、請求期間 は平成 19 年 12 月 19 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500335 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500090 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額を 33 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 27 日

私は、A 社から平成 24 年 6 月 27 日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する請求者に係る平成 24 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)によれば、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額から 33 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 社の商業登記簿によれば、請求者は請求期間において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、「自分は営業及び販売の業務に従事しており、社会保険届出等の業務には関与していなかった。」旨陳述している上、A 社の事業主及び同社において社会保険届出業務を代行している社会保険労務士は、「請求期間当時、社会保険関係書類の作成及び届出は事業主が行っており、請求者は関わっていなかった。」旨陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 10 月 14 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500314 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500043 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から平成 4 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 2 月まで

私は、私の夫と共同で事業所を経営するため、昭和 60 年 4 月に A 県 B 市 C 地区から同市 D 地区に転居し、同時期に取引金融機関を E 信用金庫から F 銀行(現在は、G 銀行)に変更したので、請求期間の国民年金保険料も同銀行の口座振替により納付したと思う。請求期間の国民年金保険料については、一度も督促状が来なかったため納付されているはずであるが、請求期間は保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 4 月に取引金融機関を E 信用金庫から F 銀行に変更したことに併せて、請求期間の国民年金保険料も同銀行の口座振替により納付したと思うとしているが、実際に当該口座振替の手続を行ったかどうかは分からないとしている上、請求期間の保険料額、保険料が毎月又は数か月まとめて振り替えられていたかなど具体的な状況は覚えていないとしており、請求期間の保険料の納付状況について詳細が不明である。

また、請求者は請求期間に係る預金通帳を所持しておらず、G 銀行においても、F 銀行における当時の取引記録は既に廃棄したとしていることから、請求期間の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと思うとしているが、請求期間は 83 か月と長期間であり、これだけの期間にわたって金融機関及び行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の平成4年3月から平成7年3月までの国民年金保険料を平成6年4月18日に一括して納付していることが確認できるところ、当該納付日時点において、請求期間の保険料は時効が完成していることを踏まえると、請求者は、当該時点において保険料が未納とされていた期間のうち、時効により納付できない請求期間等の保険料を除き、納付が可能な期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500315号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500044号

第1 結論

昭和50年7月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年7月から昭和55年3月まで

昭和50年7月頃、私の父親がA町役場で私と私の母親の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、父親が同町役場に毎月行って、私と私の母親の分を1か月分ずつ納付し、その都度、ノートに領収書を貼っていたことを記憶している。

しかし、国の記録では、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が昭和50年7月頃にA町役場で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を父親が同町役場の窓口で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月21日にB社会保険事務所(当時)からA町に対して一括して払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年5月頃に行われ、請求者は、20歳到達日である昭和50年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間のうち昭和50年7月から昭和53年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上記の加入手続が行われたと推認できる昭和55年5月時点において、請求期間のうち昭和53年4月から昭和55年3月までの国民年金保険料は過年度保険

料となり、制度上、市町村で納付することはできず、請求者が主張する納付方法と符合しない上、A町に聴取したが、同町において過年度保険料の収納は行っていなかった旨回答している。

さらに、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、「私の父親が国民年金保険料の納付に行けなかったときは、父親の代わりに何度か自分で納付に行ったことがある。」としているものの、国民年金保険料の具体的な納付状況は分からないとしている上、請求者の父親は既に死亡しており、請求期間当時の状況を確認することができない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。